

日本国憲法の保障する「基本的人権」の意味について
- 「法教育」との関連において -

佐藤 幸治

．はじめに

．従来の「憲法教育」についての若干の感想

- (1)過去の経験（かつて『政治・経済』や『公民』を執筆した際に感じたこと）
- (2)現在の状況についての感想

．日本国憲法の保障する「基本的人権」の根拠と妥当範囲

(1)日本国憲法の保障する「基本的人権」の意義・根拠・内容

(イ)日本国憲法第11条に関わる3つのレベルの問題

- ・「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」（日本国憲法第11条）

(ロ)日本国憲法第13条の意味

- ・「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」（日本国憲法第13条）

(2)「基本的人権」と私人相互間における妥当性

- (イ)従来の議論の展開
- (ロ)最近の議論状況
- (ハ)考えるべき方向

．司法制度改革と日本の社会

- (1)「法の精神、法の支配」の血肉化
- (2)「法教育」に期待するもの

．おわりに